

中日战争暨抗战大后方史料整理与研究国际学术讨论会论文集

日本侵华与中国抗战

有关史料及其研究

臧运祜 潘 洵
周 勇 徐 勇
◎ 主编

THE WAR OF JAPAN'S AGGRESSION AND
CHINA'S RESISTANCE

 社会科学文献出版社
SOCIAL SCIENCES ACADEMIC PRESS (CHINA)

“中日战争暨抗战大后方史料整理与研究国际学术讨论会”文集

日本侵华与中国抗战

有关史料及其研究

THE WAR OF JAPAN'S AGGRESSION AND
CHINA'S RESISTANCE

臧运祜 潘 洵
周 勇 徐 勇 ◎ 主编



社会科学文献出版社
SOCIAL SCIENCES ACADEMIC PRESS (CHINA)

图书在版编目(CIP)数据

日本侵华与中国抗战:有关史料及其研究/臧运祜等主编.
—北京:社会科学文献出版社,2013.1
ISBN 978-7-5097-3839-9

I. ①日… II. ①臧… III. ①日本—侵华—史料—文集
②抗日战争—史料—中国—文集 IV. ①K265.306-53
②K265.06-53

中国版本图书馆CIP数据核字(2012)第235266号

日本侵华与中国抗战 ——有关史料及其研究

主 编 / 臧运祜 潘 洵 周 勇 徐 勇

出 版 人 / 谢寿光

出 版 者 / 社会科学文献出版社

地 址 / 北京市西城区北三环中路甲29号院3号楼华龙大厦

邮政编码 / 100029

责任部门 / 近代史编辑室(010)59367256

责任编辑 / 赵 薇

电子信箱 / jxd@ssap.cn

责任校对 / 邓晓春

项目统筹 / 徐思彦

责任印制 / 岳 阳

经 销 / 社会科学文献出版社营销中心(010)59367081 59367089

读者服务 / 读者服务中心(010)59367028

印 装 / 北京季蜂印刷有限公司

开 本 / 787mm×1092mm 1/16

印 张 / 36.5

版 次 / 2013年1月第1版

字 数 / 593千字

印 次 / 2013年1月第1次印刷

书 号 / ISBN 978-7-5097-3839-9

定 价 / 98.00元

本书如有破损、缺页、装订错误,请与本社读者服务中心联系更换

▲ 版权所有 翻印必究

前 言

2011年11月25日至29日，由北京大学历史学系和西南大学中国抗战大后方历史文化研究中心共同举办的“中日战争暨抗战大后方史料整理与研究国际学术讨论会”，在重庆西南大学举行。

出席会议的有重庆市政府、市政协、市委宣传部等部门领导，海峡两岸和日本的各方专家，以及图书馆、档案馆与媒界共约120余人。开幕式上还进行了“重庆中国抗战大后方研究中心”成立的挂牌仪式。会议期间对于战时国民政府官邸等抗战遗址进行了考察。

会议发表和讨论了学术论文34篇。会议论文分别为北京大学历史学系承担的教育部哲学社会科学研究重大攻关项目“日本侵华史料整理与研究”各子课题的研究论文，以及重庆“中国抗战大后方历史文化研究中心”的阶段性研究成果。

教育部哲学社会科学研究重大攻关项目“日本侵华史料整理与研究”于2009年底正式立项，由北京大学牵头，共有海峡两岸和日本学者20余名专家参加工作。

“重庆中国抗战大后方历史文化研究中心”由西南大学主办，自2009年研究中心试运行以来，先后完成国家社科基金项目“真相、正义与和平：抗战时期重庆大轰炸及其遗留问题研究”“近代中国华商证券市场研究”等重要项目；承办“中国抗战大后方研究学术论坛”“战时国际关系：中日战争国际共同研究第四次讨论会”“海峡两岸中国抗战大后方历史文化研究学术研讨会”等重大国际学术会议。

本次会议主题的研讨，不仅推进了两大主办单位各自承担的重大课题的工作，更深刻揭示了日本侵华战争史料的整理与其他学术方向、特别是同中国抗战后方研究课题的内在联系，有助于促进学术界与社会各界的交流合作，进一步强化中日两国学术界的交流与合作。

本书发表文章，经由著者会后修订，代表各位著者本人的学术见解。本书的出版工作，得到了社会科学文献出版社的杨群先生、徐思彦先生的大力支持，谨表谢忱！

编 者

目 录

前 言 / 1

日本侵华 · 政治外交篇

- 日本の対中国戦争指導体制と方針 [日] 顔纘厚 / 3
- 近代日本の戦争指導体制と対中国侵攻計画
- 対中国侵攻計画をめぐる日本の対応過程—— [日] 顔纘厚 / 57
- 从史料看日本侵华战争期间战争体制的演变及其特点 杨宁一 / 96
- 中日战争初期日本对华政略与“和平工作” 臧运祜 / 110
- 东京审判与日本侵华史料 宋志勇 / 126

日本侵华 · 军事战略篇

- 卢沟桥事变之研究与思考 徐 勇 / 137
- 日中戦争と日米開戦・重慶作戦
- 田中新一「業務日誌」を通して—— [日] 芳井研一 / 147
- 抗日戦争時期日本の華北抗日根拠地に対する政策 [日] 井上久士 / 175
- 日本对京沪地区的侵犯与中国航运的应对
- 1937 年卢作孚率民生公司后撤政府人民物资的探讨 简笙簧 / 181
- 二战时期日本对海南岛的统治政策 许寿童 / 194
- 「金子順一論文集」の細菌戦研究について [日] 奈須重雄 / 204
- 武汉会战南浔战役日军华中派遣军第 11 军化学战例 王 选 / 236
- 对中国侵略戦争軍用地図作製と秘密測量 [日] 牛越国昭 / 270

日本侵华 · 社会经济文化篇

- 日本战时体制下的“国民动员”与“国民统和” 胡 澎 / 303
- 日本对华北的货币金融扩张决策
——以太平洋战争前为例 刘凤华 / 333
- 日本侵华思想战研究刍议（1931~1945） 唐利国 / 346
- 战时日本对华奴化教育决策研究 徐志民 / 373

中国抗战 · 国民政府篇

- 胡佛研究所藏宋子文档案中的战时外交史料述略 吴景平 / 397
- 战前国民政府对防空形势的研判与因应之策 袁成毅 / 409
- 重庆市档案馆馆藏抗战历史档案及其整理与研究 唐润明 / 434

中国抗战 · 抗战大后方篇

- 大后方：对深化中国抗战史研究新途径新方法的探讨 周 勇 / 449
- 视野 · 观念 · 史料：关于重庆大轰炸研究新路径新方法的思考 潘 洵 / 461
- 关于日军对成都实施的战略大轰炸 谢春燕 刘世龙 / 470
- 抗战大后方金融研究的史料开发与利用 刘志英 / 505
- 抗战大后方美术文化史料工作的思考和推进 凌承纬 / 523
- 抗战大后方史研究中史料问题四题 张守广 / 529
- 三十年来抗战大后方交通史料的整理与研究述评 谭 刚 / 546
- 抗战大后方音乐史料的整理与研究 蒋 娜 郭 川 / 553
- 抗战大后方历史文献的整理与利用 王志昆 / 566

日本侵华・政治外交篇



日本の対中国戦争指導体制と方針

〔日〕 額 額 厚 *

はじめに

本研究テーマの目的は、日本の対中国侵略戦争の近代日本国家（＝明治国家）の軍隊創設過程及び軍国主義思想の定着過程のなかで、対中国侵略戦争が、一体如何なる戦争指導体制の下、如何なる軍事政策の変容のなかで強行されたのかを明治国家成立時期まで遡及して把握することにある。そこでは、第一に明治初期における日本の軍事体制と軍事政策を概観していく。その場合、より重要な史料については、一部引用し、それ以外の主要なものは、史料集において紹介していきたい。

第二に、明治から大正期にかけて、日本の対中国侵攻計画を樹立するうえで、最も大きな影響力を放った山県有朋の意見書の幾つかを引用紹介し、その位置を分析する。山県の意見書は、当該期明治政府及び日本軍部の基本的な姿勢が何処にあったかを具体的に示している点で、本テーマを追いかつ理解するうえでは不可欠な史料と言える。

第三には、1920年代後半から1940年代、さらには1945年8月15日の日本敗戦に至るまでの軍事政策や方針を「国防方針」などの史料を引用紹介しながら

* 額 額 厚，日本国立山口大学教授。

ら、日本の対中国侵略戦争指導体制とその方針が、一体如何なるものであったかを追究するものである。

本論は、「史料論文」と位置づけ、日本の戦争指導体制に関する論考は別に用意している。また、本論で引用紹介した史料のうち、いくつかは史料集で可能な限り紹介することに務めている。

本論を通して筆者の課題設定及び獲得されるべき結論を先取りにして記すならば、対中国戦争の起因は、明治国家成立と殆ど同時に創設された日本軍隊の展開過程に孕まれていると考える。換言すれば、それは状況論的に引き起こされた戦争発動ではなく、明治国家の国家構造自体が持つ内的な矛盾の発露としてあった。その意味からすれば、日本の対中国戦争の背景を分析することは、同時的に明治国家の構造分析にも結果すると考える。

一 日本中国侵攻計画の進行過程と日本の軍事政策～ 明治期から大正期まで～

近代日本軍事制度の創設

日本の対中国侵略戦争体制を追う前に、近代日本国家成立以降における軍事政策を概観しておきたい。以下、取り上げる各史料の位置を確認するためにも不可欠な作業と思われる。

日本の軍隊成立史を遡ると、まずは1869（明治2）年7月8日の「職員令」制定に辿りつく。これにより兵部省が設置され、近代日本国家最初の軍事機構が誕生する。その兵部省は、1870（明治3）年5月に海軍創立に関する建議を行い、そこではロシアに対抗する海防に注意を払うことを主張した。

兵部省時代は、1869年から1972年までの短い期間であったが、兵部省時代は単一軍事省制であり、その長官である兵部卿は太政官の指揮下にあり、太政大臣が政治と軍事の両面にわたる最高の総合的指揮権を保有していた。兵部卿は固有の権限のみを保有していた。より具体的には、兵部卿は軍政・軍令にわたる全軍指揮権を保有し、指揮の統一性、軍事一元主義を採っていた。また、太政官制は太政官集権制を採っており、国政の中央機関である太政官が、実質

的には政治と軍事にわたる一切の最高・最終・唯一の政策決定かつ命令機関であった。これによって政軍関係の統合は、基本的に確保されていたのである。

1871（明治4）年2月には、明治政府直轄の陸上部隊として御親兵を設置し、薩摩藩から歩兵4大隊、砲兵2隊、長州藩から歩兵3大隊、土佐藩から歩兵2大隊、騎兵2小隊、砲兵2隊の合計約1万人から軍隊を創立した。

続いて、同年12月24日には、兵部大輔山県有朋、兵部小輔川村純義、同西郷従道は連名で明治政府に「軍備意見書」を提出した。そこでロシアの東侵政策への備えが国防の急務とし、軍備増強を提議した。これは近代国家日本最初の軍事政策具申書であった。この時点で日本の軍隊は対外戦争用と、体内治安用との二つの役割を同時に担っていた。

1872（明治5）年1月4日、山県は「内国陸軍施設ヲ論ス」を建議し、これに基づき同年3月13日に「鎮台条例」となり、それは内外に二元主義を採用していた。これに伴い、全国を六軍管区に分け、第一軍管区を東京、第二軍管区を大阪、第三軍管区を名古屋、第四軍管区を大阪、第五軍管区を広島、第六軍管区を熊本とし、各鎮台とした。鎮台の編成は、その名称からも判る通り対国内軍備であった。これについて山県有朋の「軍備意見書」のなかでも、鎮台の目的について、「之レ内国ヲ鎮圧スルノ具ニシテ外ニ備フルノ所以ニ非ス」としている。

しかし、1874（明治7）年7月の山県の「外征三策」及び「征藩意見」等には、清国及び特に台湾に対する侵攻計画あることを主張している。これは後に台湾出兵となって現実となる。

1877（明治10）年10月23日、明治国家の有力指導者であった西郷隆盛が一切の官職を辞し、故郷の鹿児島に帰り、そこから明治政府に反旗を翻すことになった。西南戦争である。この西南戦争は徴兵制によって訓練された西洋式軍隊が西郷隆盛率いる旧態依然の軍隊を敗北に追い込んだ点でも画期的な事件であったが、同時に西南戦争を転機に国内における鎮圧部隊としての役割が警察力に取って変わられることになった。これ以降、日本の軍隊は対外用としての性格と実力を蓄積する時期に入った。

1878（明治11）年、陸軍省参謀局が陸軍省から分離・独立し、名称を参謀本部と改め、天皇直属機関となり、軍政と軍令は相互に分離・独立することにな

った。さらに、1890（明治23）年11月には陸軍大臣の決定を経ない帷幄上奏制が採用されることになった。この統帥権独立制と帷幄上奏制こそ、日本軍部が政治・政府からの干渉を排除する制度的根拠を付与するものとなった。

しかし、その一方で統帥責任自体は、陸軍大臣、参謀総長、教育総監、海軍大臣、軍令部長の5人のポストに分散されることになり、言うならばこれは単一統帥不在体制とも称するものであった。従って、日本の戦争指導体制は、基本構造としての軍事責任分担体制を採用することになったのである。事実上、これら5人のポストに位置する軍事官僚たちが、制度上は対等な統帥権を保持することになった訳であるから、これは逆に統帥権現の分立状況と政治責任の不在状況という極めて深刻な戦争指導体制が成立したことになる。

そうした戦争指導体制の内実に関わる構造自体に孕まれた問題性は、特に満州事変（9・18事変）以降における重層的な軍部内対立となって表面化する。それは、陸軍対海軍の対立や陸軍内でも陸軍省と参謀本部の対立などの形で頻繁に生起する。

なお、ここで言う統帥権独立制とは、狭義では軍令の軍制からの独立、軍政・軍令分離制を意味するが、広義では軍事の政治からの独立を意味し、政軍分離制（＝兵政分離制）を指す。日本における統帥権独立制は西南戦争（1877年）終了後、軍隊の役割期待が国内鎮圧用部隊から対外戦争用部隊と変化していく契機として、その翌年の1878（明治11）年12月5日の「参謀本部条例」の制定による参謀本部の設置及び同年12月13日の「監軍本部条例」の制定による監軍本部の設置から開始される。すなわち、参謀本部条例は軍令機関の軍政機関からの独立を意味し、監軍本部条例は、実施機関（＝鎮台）に対する指揮系統の軍政機関からの独立を意味する。

1886（明治19）年3月18日、参謀本部はこれまで陸軍だけの軍令機関であったが、海軍省軍務局長の軍令機能をも吸収合併して、陸海両軍の統合的軍令機関となった。しかし、その後の陸海軍間の対立もあって、1889（明治22）年3月7日には、参謀本部は専ら陸軍だけの軍令機関となった。これ以後、参謀本部は大きな改正もなく、日本敗戦後の1945（昭和20）年10月15日に廃止されるまで存続した。

なお、監軍部は1885（明治18）年5月18日に監軍部と改称され、翌年の

1886（明治19）年7月24日に廃止された。しかし、1887（明治20）年5月31日に監軍本部が復活し、教育行政機関となった。これ以後、監軍部は後に教育総監部と改称するが、参謀本部、陸軍省と並び、天皇直属機関となり、これを軍事三元主義と言う。

対中国侵攻計画の萌芽

その嚆矢となるものが、1880（明治13）年11月30日、参謀本部長の職にあった山県有朋が作成した「隣邦兵備略」を上奏した。これは主として清国の兵備を論じたもので、仮想敵国がロシアから清国に移行したことを示すものであった。山県は強大な清国の軍備に対抗して日本陸海軍の強化を提言したものであった。しかし、その作戦構想は基本的に守勢作戦の域を脱したものではなかった。その事を示す事例として、1881（明治14）年5月、大山巖陸軍卿、山県参謀本部長の連名によって「海岸防御建築費上申」の建議によって、明治14年度から10年間で総額245万円を投入して海岸防御策が講じられたのである。

1882（明治15）年7月、朝鮮京城事変が起こり、軍事当局に対し、対清国軍備の必要性を痛感させることになった。同年8月7日、山県は太政大臣三条実美に対して、「朝鮮事変二際スル対清方針意見」を提出しているが、その内容は従来になく対清強行路線を主張したものとなっている。ロシアに対しては消極的態度を維持してきた政府は、ここに来て清国への積極的姿勢を採るに至ったのは、西南戦争に勝利して、対内的軍備から対外的軍備に移行し始めたことを意味している。

その具体策として、同年8月5日、参事院議長の職にあった山県有朋は、「陸海軍拡張二関スル財政上申」を提出した。さらに、山県は1883（明治16）年1月に、「対清意見書」を提出しているが、そのなかで第一に軍艦の建造を急ぐこと、第二に海岸砲台の建築、内海防御のため水雷を準備すること、第三に外交は平和的路線を維持しておくこととした。全体としては守勢作戦を貫徹し、同時に各個撃破の戦法を採用しようとした。

1888（明治21）年2月、西郷従道海軍大臣（伊藤博文内閣）は、海軍拡張案を閣議に提出した。第二期海軍拡張計画の目標は大小軍艦139隻、水雷艇202隻とされたが、一部が実現されただけで、1890（明治23）年には再び

増艦案が提出された。海軍装備の拡充が強く志向されるなかで、陸上兵力に直接かかわる常備軍の編成や位置づけ自体の質的変化が軍事政策にも露見されるようになる。

すなわち、19世紀初頭以降の兵器の進歩と、これに伴う戦術の変化、特にアメリカ独立戦争、フランス革命戦争の経験は、戦争の性格を一変させることになる。例えば、戦闘方法については、従来の横隊戦術から縦隊戦術や散兵戦術へ、戦略としては機動を主とする会戦忌避の兵力温存主義から主力を決戦場に集中する会戦強要主義への転換がなされ、作戦目標も従来の土地の収奪から敵兵力の殲滅へと移行した。この国民軍による圧倒殲滅方式は、戦時における兵力を一層膨大なものとし、平時からこれらの兵力を維持確保することは事実上困難であった。従って、平時の常備軍は戦時に動員される国民的規模での大軍の根幹としての性格を備えるものであった。

ところで、近代日本国家の軍隊を制度的に支える徴兵制が1873（明治6）年に制定されたが、1883（明治16）年1月に従来の徴兵制の不備や課題を改めるために大改正が行われた。主な改正点は、第一に種々の免役規定や代人制度の全廃、官立中学校以上の在学生の徴集延期、中学校以上卒業者の一年志願制の導入、服役区分は現役3年、予備役4年（現役終了後）、後備役5年（予備役終了後）としたことである。

この改正の目的は、第一に国民皆兵の原則を徹底すること、戦時兵力増加のため、予備役幹部の養成を図り、これによって平時と戦時を通して飛躍的な軍備拡充を確保しようとしたことにあった。しかし、1889（明治22）年の徴兵実施の状況は、兵役義務負担者人口36万357人の内、わずか万8782人で、5%強に過ぎなかった。1888（明治21）年に衛戍条例が制定され、全国を衛戍地域に分かつて分担区分を定め、応急の出動に備えた。この配置は対外戦争を目的としたものではなく、国内での派生が懸念された暴動や騒乱、あるいは内乱などへの備えに重点が置かれたものであった。

衛戍条例の制定と同時に1881年に創設されていた憲兵組織が大規模に拡張された。憲兵の強化は、国内鎮圧体制を憲兵警察に委ね、軍隊を対外戦争に備えさせるという分業体制が確定し、軍隊の本来の役割が確認されたと言える。軍隊の役割規定が確定されると同時に、軍隊を構成する個々の兵士を律する軍

紀の確立が急がれていく。それは1887年の軍人訓戒、1982年の軍人勅諭に代表される。そこには天皇制軍隊と徴兵制度に孕まれた内的矛盾の表面化を防止することを目的としていた。1888（明治21）年に制定された「軍隊内務書」も簡約すれば兵士の自主性や個性を抹殺し、兵士をロボット化する姿勢で貫かれたものであった。

急速な軍備拡充

1895（明治28）年4月15日、陸軍大臣兼監軍山県有朋は、「軍備拡充意見書」を提出し、日清戦争後、清国の報復戦に備えると同時に、ロシアの清国及び朝鮮に対する侵攻計画への警戒を強める必要性を説いていた。この意見書に基づき海軍は、次の仮想敵国であるロシア艦隊に対抗すべき甲鉄戦艦6隻から編成される6・6艦隊の建造・整備がすすめられた。こうした軍備が整備されると同時に、1900（明治33）年8月20日、総理大臣山県有朋は「北進事変善後策」を閣議に提出した。これまでの対ロシア政策が、事なかれ主義であったのが、ここでは対ロシア戦争を決心するに至っている。この次点で軍事政策は守勢作戦から攻勢作戦に、換言すれば攻勢防御的軍備に転換することになったのである。

陸軍では第7師団から第12師団までの6個師団及び騎兵2旅団、砲兵2旅団を新設する計画が立てられた。これは大陸侵攻作戦計画が念頭に置かれたものであった。

1902（眼字37）年10月28日、桂太郎内閣の海軍大臣山本権兵衛は、「帝国国防論」を上奏した。これはロシア海軍に対抗するため海主陸従主義を強調したものである。日清戦争から二里と戦争までの10年間の陸海軍装備の充実、顕著なものであった。この間の軍備拡張で日本は初めて本格的な近代軍隊としての外観を内容とを整備することになったのである。その具体的な内訳は、13個師団（各歩兵2旅団、4個連隊、砲兵1個連隊基幹）、全兵力は歩兵156大隊、騎兵54中隊、野戦歩兵106中隊、工兵38中隊である。

海軍は、1896（明治29）年から開始された第一期拡張計画で39隻建造、1896年から1905（明治38）年にかけて実施予定の第二期拡張計画で甲鉄戦艦4隻、一等巡洋艦6隻、他合計74隻（最終的には106隻）の建造計画を樹

立するに至った。そのための経費は総額で2億1,310万円に達した。この総額は日清戦争の全戦費に匹敵する巨費であった。なお、第二期拡張計画は、日露関係の悪化に伴う日露戦争の可能性が濃厚となったことから、1902（明治35）年に前倒しでほぼ全部完了する。

日露戦争の戦争指導を果たした最高機関は元老会議であった。この時期、日清戦争以後の政治と軍事の功労者であるOBが政軍関係に大きな勢力と発言力を持つことになった。この場合、元老とは、山県有朋、伊藤博文、大山巖、井上馨、松方正義、西郷従道らである。当時における政軍関係両面にわたる戦争指導機関は、元老・内閣・統帥部の三大グループに分かれていた。

この元老統帥は、却って政軍関係を複雑化し、現役である内閣及び統帥部の活動を阻害し、不便ならしめた。この時期における政軍統合、政戦両略の一致は、伊藤博文と山県有朋の両元老の個人的協力関係で保持され、制度的に保障されたものであった。強力な一元的指導と統帥は不可能であった。それだけに政軍両略の一致が、この時期に早くも問題してきた。すなわち、1905（明治38）年3月23日、山県が提出した「政戦両略概論」は、以上のことから政軍両略一致を説いたものであった。

二 「山県有朋意見書」に見る戦争指導体制と戦争方針

近代日本の軍事政策

山県有朋は、現在の山口県萩市川島庄で下級武士の子として出生。幕末期には武士ではなく、農民や商人から編成された奇兵隊を率いて下関戦争（馬関戦争）でイギリス、フランス、アメリカ、オランダの四国艦隊と交戦する体験を持つ。このとき山県は欧米の近代技術の圧倒的な力を知り、近代軍隊の創設を着想する。明治の時代に入り、1869（明治2）年6月、山県は欧米視察旅行に出発する。翌年の1870（明治3）年8月に帰国後、兵部少輔（陸軍次官に相当）に就任し、出身の長州藩に薩摩藩、土佐藩の藩兵を集めて約1万名から編成される御親兵を創設した。これが日本陸軍のルーツである。1871（明治4）7月に山県は兵部大輔（陸軍大臣に相当）に就任し、御親兵の力を背景に廃藩